

県内の新型コロナ感染拡大に伴う対応について①

- ◆ 検査陽性者の急速な増加に伴って、かつてない人数の濃厚接触者も発生しています
- ◆ 陽性者の大半が軽症・無症状ですが、今後、検査陽性者や濃厚接触者の中から、一定数の中等症・重症の方が発生するおそれがあります
- ◆ それらの**真に医療が必要な方を速やかに医療につなげるため、保健所業務について、全県一斉に以下のとおり対応**します。

これまでの対応

- 検査陽性者に詳細な聞き取りを行い、濃厚接触者や感染の経路を個々に把握して感染の連鎖を防止

現在、県内の検査陽性者は急増、感染経路不明割合も上昇傾向

現在の感染状況では・・・

1/17~1/23
新規陽性者：2,772人
(第5波ピーク時の3.4倍)
感染経路不明：33.4%

- 濃厚接触者の特定には時間がかかり、潜伏期間が短いオミクロン株では、保健所が把握した時点で、すでに発症している濃厚接触者が多い
- 調査を徹底しても、感染の連鎖を止めることは困難となっている

今後の対応

- 保健所の業務を整理し、真に医療が必要な方を速やかに医療につなげることに重点化（※）

※ 保健所の業務の重点化は、先行して感染が急拡大した広島県、山口県、沖縄県や、関東の1都3県、大阪府などですでに実施（重点化の内容は都道府県により異なります）

具体的な重点化の内容（詳細は次ページ）

- 感染者の健康状態の確認、体調急変時の対応、感染者の同居家族の検査対応等に重点化
- 感染が拡大した場合にリスクが高い施設（医療機関、高齢者施設、障がい福祉施設）の調査、感染対策に重点化

県内の新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について②

県内の感染が拡大しているため、保健所の業務について、当面の間、以下のとおり対応します。

(太字・下線が従来の対応と異なります)

① **保健所対応の重点化について**

- 検査陽性者の健康状態を確認
- 検査陽性者の「同居のご家族」等に対して、濃厚接触者として検査を実施
- **上記以外の濃厚接触者・接触者に対しては、保健所から連絡や検査を実施しません**
(発熱などの体調変化があった場合には、濃厚接触者・接触者ご本人から、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所のいずれかにご連絡いただくことで、速やかに受診・検査を調整)

② **検査で陽性になった方に行っていただくこと**

- 保健所からの連絡に対応
 - ・健康状態や発症前行動歴の回答 (行動歴調査対象期間を**発症日前14日から、2日に短縮**)
 - ・自宅待機等の療養方針や外出自粛指示の連絡受取り
- 職場・学校等に陽性となったことを連絡 (未成年者は保護者から)
- **濃厚接触したと考えられる(*)友人等に連絡 (以下を伝達)**
*濃厚接触者の定義をもとに、ご自身で判断
 - ・ご自身が検査陽性となり、濃厚接触者の定義に該当する方に連絡していること
 - ・新潟県ホームページ (「濃厚接触者の定義に該当する方へ」) を確認すること
 - ・10日間自宅待機をすること
 - ・発熱などの体調変化があった場合には、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所のいずれかに受診・検査の相談をすること

③ **職場・学校等に行っていただくこと**

【医療機関、高齢者施設、障がい福祉施設】

- 原則として保健所が感染状況等の調査・外出自粛を指示
- 自機関・施設の方に対し、健康観察するとともに、体調不良者がいる場合、保健所に連絡

【その他の一般企業・学校】

- **濃厚接触者のリストを作成し、10日間の自宅待機を管理**
- 体調不良者がいる場合、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所のいずれかに受診・検査を相談

(参考) 濃厚接触者について

1. 検査陽性者と、感染の可能性のある期間（※1）に接触し、以下の範囲（※2）に該当する場合は、濃厚接触者としてください。
2. 濃厚接触者の方は、10日間の自宅待機をお願いします。その間に発熱等の体調変化があった場合は、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所に、濃厚接触者であることや、発熱等の症状を伝えていただくことで、速やかに受診・検査の調整をいたします。

感染の可能性のある期間（※1）

- ①有症状者の場合：症状が出た日の2日前から療養解除の基準を満たすまで
- ②無症状者の場合：陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

濃厚接触者の範囲（※2） 次のいずれかに該当する場合

- 患者と同居または長時間の接触があった
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった（注1）
- 適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした
- 患者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い

（注1）濃厚接触者の定義は国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（3.1.8）」のものです

（参考）濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・近距離で、飲食しながら会話をした
- ・休憩室や更衣室などでマスクをしないで会話をした
- ・喫煙所で、一緒に喫煙をした
- ・近い座席で長時間を過ごした
- ・換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした